

欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループ

2025 年 3 月 4 日

経済産業省 経済産業政策局 企業会計室

1. 背景・問題意識

- 2023 年 1 月、EU において、企業サステナビリティ報告指令（以下「CSRD」という）が発効した。CSRD は、欧州委員会により、現行の非財務情報報告指令（以下「NFRD」という）を改正する形で公表されたものであり、従来の NFRD と比較をすると、①対象企業が拡大、②開示要求事項が詳細化、③サステナビリティ事項が企業へ与える影響と、企業がサステナビリティ事へ与える影響の両方の開示を要求する、いわゆるダブルマテリアリティの考え方に基づく、④第三者保証を義務化、といった点が異なる。
- このうち特に、①の対象企業拡大については、一定の要件を満たす第三国企業へ対象企業が拡大されており、該当する日本企業は今後対応に迫られる。
- 今後のスケジュールとしては、CSRD の対象となる企業が報告書作成の際に準拠しなければならない、欧州サステナビリティ報告基準（以下、「ESRS」という）の第三国基準の第一次草案が 2025 年初に公開、2026 年 6 月末に採択予定。第三国基準を適用する場合は、2028 年度分について 2029 年に報告する流れとなっており、我が国企業に大きな影響を持つことが予想されることから、国際的な議論動向を踏まえつつ、我が国の立場を適切に示していくことが必要である。

2. 欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループ（以下、「WG」という）の目的

- 本 WG は、非財務情報の開示指針研究会の下部に新たに設置する。同 WG の名称は、「欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループ」とする。
- 本 WG は、有識者等を委員とし、日本企業が CSRD の適用対象となり ESRS の第三国基準に沿った開示を求められた場合、どのような点がネックになるか、その理由や背景について議論を行う。
- また、ESRS の第三国基準等について、どのような内容とすべきか議論を行う。

3. WG の開催スケジュール

- 2025 年 3 月に、2 回程度、オンラインにて開催。

4. 委員

- 資料 3 のとおり。

5. その他

- 本 WG は、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、公開しない。
- 議事概要については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- 事務局作成資料については、原則として公開するものとする。参加者の提供資料等、事務局作成資料以外の資料については、原則として非公開とする。ただし、機密情報等を削除した上で、資料提供者と相談の上、公開する場合もある。